

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、常に最良なコーポレート・ガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組むこととしております。また、当社は、当社の持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレート・ガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

1. 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
2. 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
3. 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
4. 独立社外取締役が中心的な役割を担う仕組みを構築し、取締役会による業務執行の監督機能を実行化する。
5. 株主との間で持続的な成長及び中長期的な企業価値向上に資する対話を行う体制を整備し、その対応に努める。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-1-3】...最高経営責任者等の後継者の計画(プランニング)について

取締役の選任については、監査等委員会がその意見を決定し必要に応じて取締役会へ報告する等、透明性・公平性の高い体制を構築しています。

その為、最高経営責任者等の後継者の計画(プランニング)については策定しておりませんが、今後、その要否も含めて検討してまいります。

なお、当社はFounderとCEOの2名体制による適切な役割分担と相互牽制により迅速かつ効率的な意思決定を実行する体制を構築しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】...いわゆる政策保有株式

当社は、政策保有株式を保有していません。

【政策保有株式に関する方針】

当社は、取引先との関係維持・強化等及び当該会社株式を保有することが当社グループの企業価値向上及び中長期的な発展に資すると認められる場合は、当該会社株式を保有することができる方針としています。また、保有の意義を個別銘柄ごとに検討のうえ保有継続の是非を定例の取締役会において決定します。

【議決権行使基準】

当社は、政策保有株式に係る議決権行使について保有目的、当該会社の経営・財務状況を勘案し議案ごとの賛否を適切に判断します。

【原則1-7】...関連当事者間の取引

当社は、関連当事者との取引を適切に管理し牽制するため関連当事者取引管理規程を定めています。関連当事者との取引が発生する場合は、取締役会がその手続を踏まえた監視を行う体制を整備しています。

【原則2-6】

当社は、企業年金の運用を実施していません。

企業年金を実施する場合は、企業年金のアセットオーナーとして期待される役割を認識した上で、責任ある行動に取り組んでまいります。

【原則3-1】...情報開示の充実

1. 企業理念について当社ホームページ等において開示しています。

2. コーポレート・ガバナンスに関する基本方針及び内部統制システム構築に関する基本方針を当社ホームページに掲載しています。

3. 取締役の報酬を決定するに当たっての方針等については、本報告書の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しています。

4. 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役の指名を行うに当たっての方針と手続については、本報告書「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」の【補充原則4-11-1】に記載しています。

5. 新任候補者、社外取締役候補者の選任理由については、株主総会招集通知に開示しています。

【原則4-1】...取締役会の役割・責務

当社の取締役会は、経営戦略や経営計画等について社外取締役を交え自由な意見交換のもと議論を行っています。

取締役会においては、3ヵ月に1度、代表取締役及び業務執行取締役は業務執行状況報告を行い、それに対して必要に応じて指摘・意見を行っています。

【原則4-8】...独立社外取締役の有効な活用

当社は、取締役7名中4名が社外取締役であり、その全員を独立社外取締役として東京証券取引所に届けています。

【原則4-9】...独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、会社法や東京証券取引所が定める基準に加え、役員規程で定める独立役員に関する事項を満たす候補者を独立社外取締役として選定しています。

【補充原則4-11-1】...取締役の選任に関する方針・手続について
取締役の選任については、国籍・性別・経歴を問わず業務上の専門的な知識と経験を有する人物を候補者としており、社外取締役の選任については、出身分野における豊富な知識と経験を有する者を候補者としています。
取締役候補者の選任若しくは解任又は辞任については、監査等委員会がその意見を決定し報告するなど、透明性・公平性の高い体制を構築しています。

【補充原則4-11-2】...取締役・監査役の役割・責務の明確化について
社外取締役を除く取締役が他企業（関係会社を除く）の役員を兼任する場合は、取締役会の承認を要する旨を社内規程にて定めています。また、取締役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書に開示しています。

【補充原則4-11-3】...取締役会の実効性の分析・評価について
当社は、監査等委員会が取締役会の実効性に関する分析・評価を行うこととしています。なお、上記の結果の概要に係る開示内容については、今後の検討課題として認識しています。

【補充原則4-14-2】...取締役・監査役に対するトレーニングの方針について
当社は、役職員の参加を必須とするコンプライアンス研修を実施している他、取締役・監査役に対して外部セミナー、外部団体への加入及び人的ネットワークへの参加を推奨しています。その費用については、取締役請求により社内規程に基づき当社が負担します。また、社外取締役については、就任後に取り締役会事務局であるBusiness Managementが主体となり、当事業・財務・組織等に関する必要な情報を共有しています。

【原則5-1】...株主との建設的な対話に関する方針
当社は、株主の皆様への情報提供や株主様の意見を承る部門としてIR部門を設置し、IR部門管掌の取締役を中心としたIR体制を整備しています。日常のIR業務及び下記に記載の「対話の手段の充実」をもって当社の経営方針、経営戦略に対する株主の皆様との理解を得よう努めています。また、当社の持続的な成長と中長期の企業価値の向上に有益と判断される場合には、情報開示の公平性に留意しつつ合理的な範囲で機関投資家及び個人株主からの面談依頼に応じる体制を整備しています。

【対話の手段の充実】

- ・ 日常におけるIR業務の充実
- ・ 決算説明会の開催及び説明会資料の適時開示
- ・ 開かれた株主総会の開催
- ・ 事業戦略発表会の開催
- ・ 当社HPにおける会社情報開示の充実
- ・ IR部門と経営企画・経理・法務・総務部門との連携の強化

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
國光 宏尚	3,314,500	10.98
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	2,137,700	7.08
NEXTBIGTHING株式会社	1,400,000	4.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,295,900	4.29
THE BANK OF NEW YORK 133652	1,236,700	4.10
株式会社SBI証券	862,408	2.86
楽天証券株式会社	849,700	2.81
WIL FUND I , L.P.	607,600	2.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	510,100	1.69
川本 寛之	433,700	1.44

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	4 月
業種	情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
梅田 裕一	その他											
高橋 信太郎	他の会社の出身者								○			
長南 伸明	公認会計士											
清水 健次	弁護士								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
梅田 裕一	○	○	――	梅田裕一氏は、金融業界における長期の職務経験を有していることから、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。また、一般株主との利益相反が生じるおそれはないことから、同氏を当社の独立役員として指定いたします。なお、梅田裕一氏は2011年10月から2020年7月まで、当社の社外監査役を務めております。

高橋 信太郎	○	○	高橋信太郎氏はIndeed Japan株式会社の取締役であり、同社との間には、人材採用メディアに係る取引がありますが、その年間取引額は同社及び当社のいずれにおいても連結売上高の1%未満と僅少であります。	高橋信太郎氏は、広告業界における長年の職務経験を有していることから、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。 また、現在及び過去における同氏と当社の関係は、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
長南 伸明	○	○	長南伸明氏は2010年10月から2015年7月までEY新日本有限責任監査法人のパートナーとして、当社の財務諸表監査を行っておりました。当社グループは同監査法人との間に2020年4月期に係る監査証明業務委託等の取引があり、その年間取引額は同監査法人及び当社のいずれにおいても連結売上高の1%未満と僅少であります。	長南伸明氏は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。 なお、現在は他社の役員を兼任されておりますが、現在及び過去における同氏と当社の関係は、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
清水 健次	○	○	清水健次氏が所属する法律事務所に対して、当社から個別案件を委託したことがありますが、顧問契約は締結しておらず、その年間取引額は僅少であります。	清水健次氏は、弁護士並びに公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、2015年7月から2020年7月まで当社のリクスマネジメント委員会の委員を務め、積極的に意見を述べて頂きましたことから、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。 なお、同氏は、現在他社の役員を兼任されておりますが、現在及び過去における同氏と当社の関係は、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	0	0	4	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社は、内部統制システム構築に関する基本方針において以下のとおり規定しております。

監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項

1. 監査等委員会から、監査等委員会が行う特定の監査業務の補助に従事させる使用人を求められた場合には、監査等委員会と協議の上、内部監査部門等に在籍する使用人の中からスタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
2. 当該使用人が監査業務を補助するに当たって監査等委員会から命令を受けた事項については、当該使用人は監査等委員でない取締役の指揮・命令を受けない。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

社外取締役は、取締役会、監査等委員会、取締役等との意見交換を通じて、監査等委員会監査、内部監査、会計監査との連携を図っております。また、内部統制システムの構築・運用状況等について、監督・監査を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
--------	--------	---------	----------	----------	----------	--------	---------

指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	4	0	0	4	0	0	社外取締役

補足説明

当社の報酬諮問委員会は、監査等委員である取締役4名で構成されております。取締役の報酬決定のプロセスに係る客観性及び透明性を確保し、コーポレートガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的しており、取締役の報酬体系および個別配分に関する原案等について取締役会の諮問に対する答申を行っております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社では、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を目的に、社外取締役には、客観的かつ中立性のある助言と取締役の職務執行の監視を期待しております。また、社外取締役の独立性に関する基準や方針は定めておりませんが、独立性に関しては、会社法や東京証券取引所が定める基準に加え、役員規程で定める独立役員に関する事項を満たす一般株主との間に利害が対立するおそれのない社外取締役を選任することにより、経営の独立性を確保していると認識しております。なお、社外取締役の梅田裕一氏、高橋信太郎氏、長南伸明氏及び清水健次氏の全員は株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	---------------

当社は、年間上限数1,250個（普通株式125,000株）、年額100百万円の範囲内で「株式報酬型ストック・オプション」を取締役（社外取締役を除く。）に対して発行することが可能となっております。「株式報酬型ストックオプション」は、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、また、株主価値の共有を進めることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

中長期的な業績の向上と企業価値向上への貢献意欲を高めること、及び株主との価値共有を目的に、今後の事業成長への貢献度などを勘案して定めた数のストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。取締役の報酬等は総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	更新 あり
----------------------	------------------

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の「取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針」は、
「取締役の報酬に係る基本方針」を基に、企業価値・株主価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能すべく
当該決定方針の原案を報酬諮問委員会に諮問し、その答申内容を尊重した上で取締役会において決定しております。

取締役の個人別の報酬の内容は以下の通りです。
・業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成しております。
・監督機能を担う社外取締役については、基本報酬のみを支払うこととしております。なお、監査等委員の報酬については、監査等委員の協議により決定するものとしております。

【取締役の報酬に係る基本方針】

- 1. 企業価値・株主価値の向上を重視した報酬制度であること
・株主利益や業績に連動し、中長期的な企業価値・株主価値の向上を重視した報酬体系
- 2. 競争力のある報酬制度であること
・優秀な人材の獲得・保持が可能となる報酬体系及び報酬水準
- 3. 公平・公正な報酬制度であること
・国、地域を問わず、職責と成果に基づく公平かつ公正な報酬制度

【取締役の基本報酬】

月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を総合的に勘案し、当社で定める報酬テーブルに定めた範囲内で決定するものとする。
また、各事業年度に報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

【取締役の非金銭報酬】

中長期的な業績や株価を通じた企業価値・株主価値の向上を重視した経営を推進することを目的として決定するものとする。
また、発行する際には都度、報酬諮問委員会の答申を踏まえて決定するものとする。

【取締役の報酬の決定プロセス】

取締役の個人別の報酬額については、取締役会の決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬とその他の報酬の配分とする。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は当該答申の内容を尊重し決定しなければならないものとする。なお、株式報酬については、報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

【社外取締役のサポート体制】

- 1. 当社は、取締役会を月次で開催し、事業年度の開始前に年間スケジュールを取締役へ通知することで取締役会に出席しやすい状況を確保しています。
- 2. 取締役に対して取締役会開催前の3日前迄に開催の通知と合わせて資料の配布を行うなどして、必要な事前準備の機会を提供しています。
- 3. 当社は会計監査人と監査スケジュールを策定し、監査に十分な時間を確保しています。
- 4. 当社はInternal Control & AuditやFinancial Managementを通じて、監査に必要な情報を提供しています。また、会計監査や四半期レビューの報告書等により、会計監査人と監査等委員会及び取締役会との連携を確保しています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
國光宏尚	取締役会長	XR事業（VR、AR、MR等） ブロックチェーン事業	常勤取締役	2020/03/31	1年
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数			0 名		
その他の事項					

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- 1. 取締役及び取締役会
当社の取締役会は、代表取締役1名、取締役 (監査等委員である者を除く。) 2名、監査等委員である取締役4名の計7名で構成し、原則、毎月1回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は定款及び法令に則り、経営の意思決定機関及び監督機関として機能しております。
- 2. 常勤役員会
当社では、常勤の取締役が出席する常勤役員会を原則として毎週1回開催しております。常勤役員会では、取締役会で決定した経営基本方針に基づき経営に関する重要な事項を審議・決議することにより、迅速かつ臨機応変なる経営判断を可能としております。
- 3. 報酬諮問委員会
当社の報酬諮問委員会は、監査等委員である取締役4名で構成されております。取締役の報酬決定のプロセスに係る客観性及び透明性を確保

し、コーポレートガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的しており、取締役の報酬体系および個別配分に関する原案等について取締役会の諮問に対する答申を行っております。

4. 監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役4名で構成されております。監査等委員会は原則、毎月1回開催し、重要な事項等が発生した場合は必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。

監査等委員会では、法令、定款及び監査等委員会規程に基づき重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行っております。また、監査計画に基づき監査を実施し、内部監査部門及び会計監査人との連携により全般的な監査を実施しております。

5. リスクマネジメント委員会

当社は当社グループ内で発生しうるリスクの分析、リスク発生の事前防止策及び発生時の対応策の策定、並びにそれら運用状況についてモニタリングすることを目的としてリスクマネジメント委員会を設置しております。

6. コンプライアンス委員会

当社は、全役職員が法令、社会規範、市場ルール、定款、規則等を遵守することにより経営の健全性を確保することを目的に、コンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会の主な役割は、以下のとおりです。

- (1)コンプライアンス体制の整備と強化
- (2)コンプライアンス研修の実施
- (3)コンプライアンス違反の調査
- (4)コンプライアンス違反に対する対応とその再発防止策の策定

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社であります。

経営に対する管理、監督の強化を図るとともに、当社はあらゆるステークホルダーから継続的な信頼を得るために、当社が属する業界及び事業に精通している取締役及び企業会計、税務、法律の経験を有する取締役を選任することで、適正且つ効率的な経営活動に取り組みながら、コーポレートガバナンスの充実に努めています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前までに、招集通知を発送できるよう努めています。
電磁的方法による議決権の行使	株主が総会議案の十分な検討期間を確保でき且つ、議決権行使ができるよう、スマートフォンで議決権を行使できるスマートフォン行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株主が総会議案の十分な検討期間を確保でき且つ、議決権行使ができるよう、議決権電子行使プラットフォームを導入しております。
招集通知(要約)の英文での提供	株主が総会議案の十分な検討期間を確保でき且つ、議決権行使ができるよう招集通知の英訳を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会は実施しておりませんが、機関投資家・アナリスト向けの決算説明会資料の即日開示等、機関投資家と個人投資家との間に情報の格差が生じないように工夫しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算終了後、及び年次決算終了後に適宜、説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、各種説明会資料及び有価証券報告書を当社ホームページのIRサイトに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR部門を設定し、担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コーポレートガバナンスに関する基本方針」において、ステークホルダーとの関係について以下のとおり規定しています。 1. 取締役会は、当社の長期的な企業価値の向上のために、当社の株主のみならず、当社の従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会その他の様々なステークホルダーの利益を考慮する。 2. 当社は、従業員を含む様々なステークホルダーが、当社における違法又は非倫理的な慣行についての懸念を伝えることができる体制を整備するよう努める。
環境保全活動、CSR活動等の実施	1. 当社は、自然災害が発生した場合は、当社の基準に従い被災地へ義援金を寄付しています。 2. CSR活動の一環として、社内の自販機で販売している飲物の売上の一部(1本あたり10円)を特定非営利活動法人のTABLEFORTWOInternationalを通じて開発途上国の子どもたちの学校給食費用として寄付しています。 3. 「グリーンサイトライセンス」に参加し、海外での植林活動による環境改善を支援しています。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社は、株主の皆様への情報提供や意見を承る部門としてIR部門を設置し、IR部門管掌取締役を中心としたIR体制を整備しています。また、当社の持続的な成長と中長期の企業価値の向上に有益と判断される場合には、情報開示の公平性に留意しつつ合理的な範囲で機関投資家及び個人株主からの面談依頼に応じる体制を整備しています。なお、日常のIR業務及び以下に記載の「対話の手段の充実」をもって当社の経営方針、経営戦略に対する株主の皆様の理解を得るよう努めています。「対話の手段の充実」

1. 日常におけるIR業務の充実
2. 決算説明会の開催及び説明会資料の適時開示
3. 開かれた株主総会の開催
4. 事業戦略発表会の開催
5. 当社HPにおける会社情報開示の充実
6. IR部門と経営企画・経理・法務・総務部門との連携の強化

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムの整備の状況

当社は、将来にわたって永続的に事業を継続するためには、企業規模や事業の特性、経営上のリスクの状況に応じた内部統制の充実が必要だと考えています。そのため、当社の意思決定の透明性や、公正性の確保を担保するため、内部統制システム構築に関する基本方針及び各種規程を制定し、適正かつ効率的な内部統制の体制の構築に努めております。

当社では会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制ならびに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備にかかる内部統制システム構築に関する基本方針を定めております。

）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 取締役は、誠実かつ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制の構築を図る。
- 毎月1回以上開催する定時取締役会、及び必要に応じて開催する臨時取締役会により、経営事項の審議及び決議を迅速に行うとともに、各取締役の職務の執行を監督する。
- 基本行動理念を定め、企業倫理に対する意識を高め、法令及び企業の社会的責任に対する自覚を促す。
- 「コンプライアンス規程」に準拠した行動が身につくよう継続的に指導する。
- 「内部通報規程」を適切に運用し、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の内部通報の仕組みを構築する。
- 金融商品取引法等に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築を推進する。
- 反社会的勢力・団体には毅然として対応し、一切の関係を持たない。
- 使用人に対し、必要な研修を定期的実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。

）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 情報資産を保護し正確かつ安全に取扱うために定めた「情報セキュリティ管理規程」及び「機密文書管理規程」を遵守し、情報管理体制の維持、向上に努める。
- 「文書管理規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、監査等委員会議事録、計算書類、稟議書、契約書、その他重要書類を、関連資料とともに所定の年数保管し管理する。

）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、リスクマネジメント委員会のもと「リスク管理規程」に基づき、全てのリスクを総括的に管理する。
- 大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、すみやかに措置を講ずる。

）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づいて取締役の合理的な職務分掌を定め、職務執行の効率化を図るとともに、取締役相互の牽制によるチェック機能を備えた迅速かつ効率的な意思決定を実行する。
- 取締役会を補完する会議体として「常勤役員会」を設置し、迅速かつ臨機応変なる経営判断を可能にする。
- 決裁及びデータ管理の電子化を進め、業務効率向上に努める。
- 組織及び部門目標の明確な付与と評価制度を通して、経営効率の向上に努める。

）当社並びに当社が形成する企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 当社の関係会社については、「関係会社管理規程」により所管部署を定め、そこを通じ当社の経営方針・経営戦略の周知徹底、適切な管理・調整・支援を行うとともに、関係会社の取締役等及び使用人が法令及び定款を遵守して職務を執行することができる体制を整備する。
- 関係会社の取締役等が職務を効率的に執行し、職務の執行に係る事項を遅滞なく当社へ報告することができる体制を整備する。
- 関係会社のリスク管理に関する規程その他の体制を整備するほか、各関係会社にリスク管理責任者を配置し、リスクマネジメント委員会がグループ全体のリスクについて総括的に管理を行う。
- 関係会社の監査役が監査を行うとともに、当社の内部監査部門が定期的に監査を行い、業務処理が適正に行われていることを確認する。
- 当社の監査等委員会はこれらの結果を踏まえ、必要に応じて自ら調査を行う。
- 反社会的勢力への対応も含めたコンプライアンス体制の整備につき、関係会社を指導するとともに、関係会社への教育、研修等を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。

）監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項

- 監査等委員会から、監査等委員会が行う特定の監査業務の補助に従事させる使用人を求められた場合には、監査等委員会と協議の上、内部監査部門等に在籍する使用人の中からスタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
- 当該使用人が監査業務を補助するに当たって監査等委員会から命令を受けた事項については、当該使用人は監査等委員でない取締役の指揮・命令を受けない。

）取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

a. 重要会議への出席

監査等委員会は、監査等委員会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会のほか、各種社内委員会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

b. 取締役の報告義務

- (1) 取締役その他役職者は、定期的に、自己の職務執行の状況を監査等委員会に報告する。
(2) 取締役は監査等委員会に対して、法令が定める事項の他、次に掲げる事項をその都度直ちに報告する。

- ・財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定等の内容
- ・業績及び業績見通しの内容
- ・内部監査の内容及び結果
- ・内部通報制度に基づく情報提供の状況
- ・行政処分の内容
- ・前各号に掲げるもののほか、監査等委員会が求める事項

c. 使用人による報告

使用人は、監査等委員会に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。また、関係会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者も、親会社の監査等委員会に直接報告をすることができる。

- (1) 当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実

- (2) 重大な法令又は定款違反事実

d. 監査等委員会へ報告した者への不利益な取扱いの禁止

前2項の報告をした当社の取締役・使用人及び、関係会社の取締役・使用人が監査等委員会へ当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けてはならない。

)その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 代表取締役、会計監査人、内部監査部門、リスクマネジメント委員会等と監査等委員会の連携

代表取締役、会計監査人、内部監査部門、リスクマネジメント委員会等は、監査等委員会の求めに応じ、それぞれ定期的及び随時に監査等委員会と意見交換を実施することにより連携を図るものとする。

b. 外部専門家の起用

監査等委員会が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家に助言を求める機会を保障する。

c. 監査等委員の必要経費

監査等委員の職務遂行に必要な費用は全て当社が負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社、当社子会社及び当社役員は、反社会的勢力との関係は一切ありません。

当社グループの反社会的勢力排除・防止体制は以下の通りです。

1. 全役職員に対して「反社会的勢力対策規程」及び「取引先調査マニュアル」を通じて、反社会的勢力との取引防止の周知徹底化を図っています。
2. 全役職員には、入社前に反社会的勢力との関係が無いか調査しています。また、全役職員に対して反社会的勢力との関係が無い旨の誓約書を徴求しています。
3. 新規取引先には、取引開始前に反社会的勢力との関係が無いか調査しています。また、既存の取引先についても、年次で反社会的勢力の関係が無いか改めて調査しています。
4. 持株比率が1%以上の株主には、反社会的勢力との関係が無いか都度調査しています。また、反社会的勢力との関係性の確認が必要と認められる場合は、持株比率が1%未満であってもチェックを実施しています。
5. 全ての契約書には、反社会的勢力の排除条項の記載を必須としています。
6. 当社は、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に入会しています。反社会的勢力との関係排除を徹底するため、必要に応じて所轄警察署の相談窓口との関係を強化しています。万一問題が発生した場合は、必要に応じて弁護士や警察等の専門家に相談し、適切な処置をとる体制を構築しています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

当社は、現段階で買収防衛策の導入の予定はありません。

買収防衛策を導入する場合は、その必要性、合理性、手続の適正性について株主総会においてご判断いただけるよう十分にご説明することとしています。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 情報開示の基本的な方針

当社は、「情報開示規程」及びタイムリー・ディスクロージャーの原則に基づいてIR部門長が適宜ディスクロージャー会議(構成員は常勤役員会と同じ)を開催し、開示の要否を判断しております。開示事項に該当する場合は「適時に、迅速に、平等に」開示を行う方針であります。情報開示にあたっては、東京証券取引所の制度的開示に限らず、あらゆる株主に平等に情報が開示されるよう、積極的に当社のホームページに掲載し、周知徹底を図ってまいります。

2. 適時開示に係る社内体制

東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める会社情報の管理及び責任者として、IR部門管掌取締役を適時開示責任者及び情報取扱責任者と定めています。適時開示の適法性、正確性、公平性を確保するため、適宜ディスクロージャー会議(構成員は常勤役員会と同じ)による開示検討を行います。

3. 適時開示に係る社内手続

【適時開示体制の概要(模式図)】をご参照ください。

4. 情報開示の方法

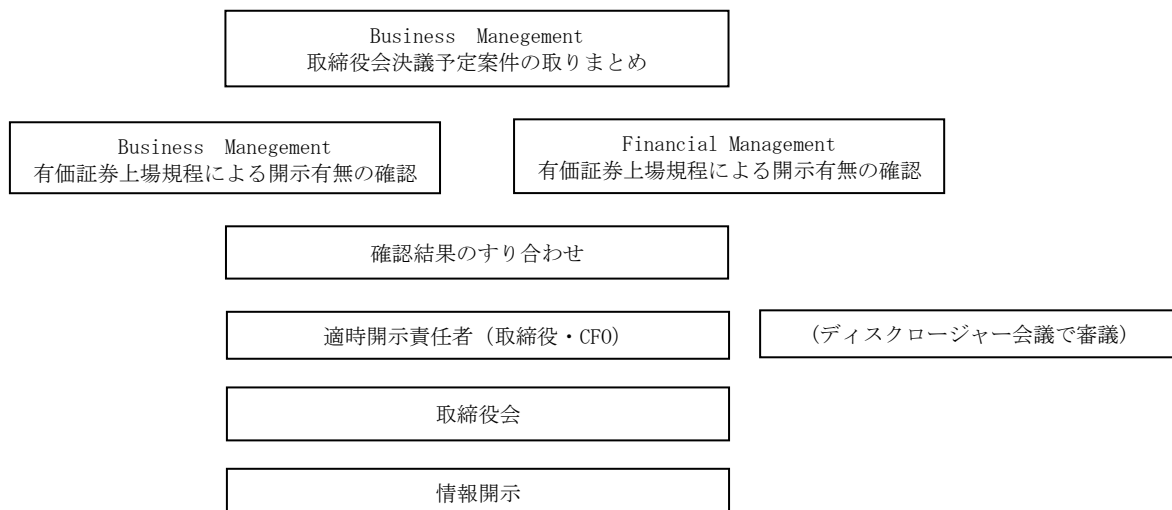
適時開示制度に基づく情報開示は、東京証券取引所の提供する適時情報開示システムにて開示します。また、開示した情報に加え、決算に関する補足説明等有益であると思われる情報については、積極的に当社のホームページに掲載し、周知徹底を図ってまいります。

5. 適時開示体制を対象としたモニタリングの整備

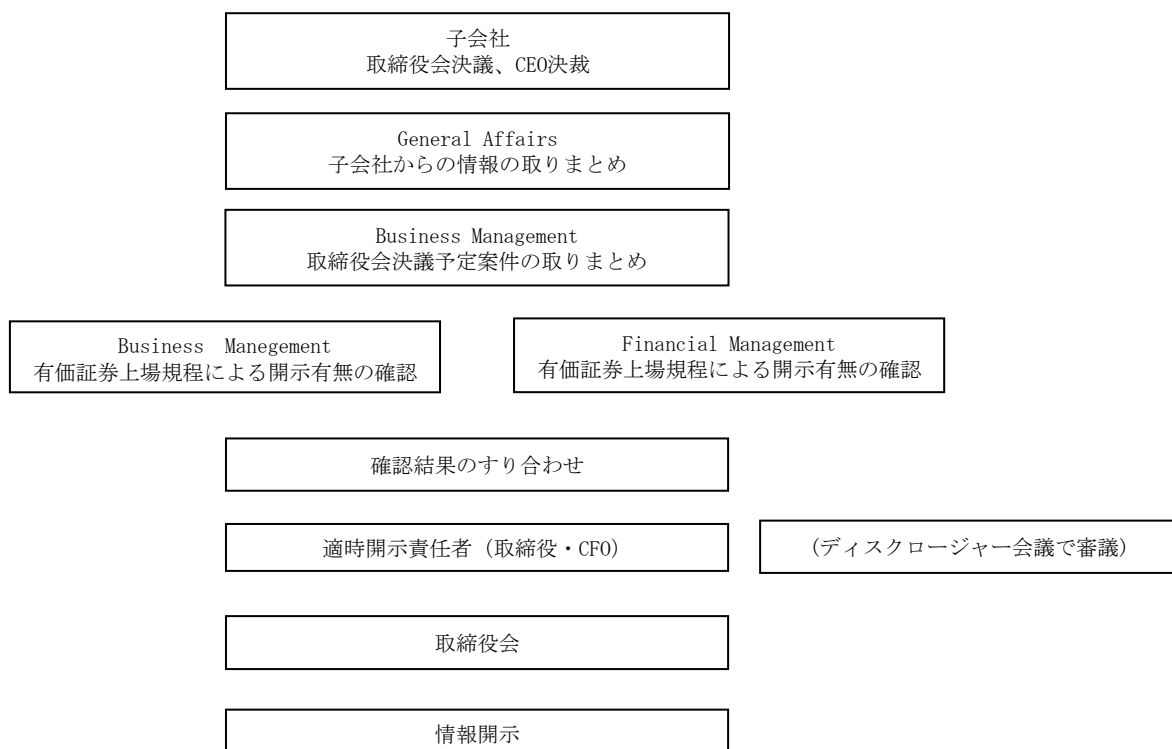
代表取締役直轄部門であるInternalControl&Auditは、適時開示体制が適切かつ有効に整備・運用されているかを定期的に監査し、問題点を発見した場合は、改善提案等を実施しています。

適時開示フロー図

< 当社に係る決定事実・決算に関する情報等 >



< 子会社の決定事実・決算に関する情報等 >



＜当社グループに係る発生事実に関する情報等＞

